

指定居宅サービス事業者の指定取消について

平成28年7月29日（金）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電話 06-6941-0351（内線 4486、4488） FAX 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 カインド
- (2) 代表者 代表取締役 梶間 嘉一郎
- (3) 所在地 大阪府摂津市正雀本町一丁目 29 番 3 号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーセンター正雀（指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業）
- (2) 申請所在地 大阪府摂津市正雀本町一丁目 29 番 3 号
- (3) 指定年月日 平成23年11月1日（指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業）

3 指定取消等年月日

平成28年7月29日

4 指定取消の理由

【訪問介護】

- (1) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号該当）
訪問介護サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画（以下ケアプランという）に基づいた訪問介護計画を作成すべくにも関わらずこれを怠り、ケアプランのみに位置づけられた訪問介護サービスを提供した。また、ケアプランが変更されているにもかかわらず、訪問介護計画の必要な計画の変更等を行っていなかった。（平成25年5月から利用者5名分）
訪問介護サービスを提供した際に作成すべき、サービス提供記録を作成せず介護報酬を請求した。（平成26年4月から27年5月まで利用者32名分）
- (2) 介護給付費の不正請求及び虚偽報告（同法第77条第1項第6号及び第7号）
居宅サービス計画に位置づけられたサービスを行っていないにも関わらず、虚偽のサービス提供記録を作成し介護報酬を不正に請求した。（平成27年6月から9月利用者6名分）

【介護予防訪問介護】

- (1) 法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）
指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、上記のとおり介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号に該当する違反行為を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

- (1) 経済上の措置として、法人から保険者である市に対し不正に受け取っていた介護給付33,641,291円を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。